

してフラトリーを構成し、ついで両フラトリーの合体による部族への進化に至る次第を抽象的に図式化した著者が、次には歴史学の本領を発揮すべく、キタイ部族制社会の変遷を發展的に把握しようとしたのが本篇である。文献によつて跡づけるキタイ族の黎明、即ち四世紀から、十世紀の遼帝國結成までの期間を、著者は三つに分する。

1 北朝期—古典氏族の時代

2 唐代前期—フラトリーの活躍時代

3 唐代中末期—部族結成の時代

以上やや舌足らずのような紹介をしたが、名工が一塊の木から芸術的な彫像をつくりだすように、漢字のぎつしりつまつた中国史料からかくも鮮かに靜的・動的な民族像をとらえて表現された著者のすぐれた知性に、ただ私は自分の理解力の不足を恥じるだけである。言語学・社会学、あるいは人類学など、歴史学の周辺の諸分野からの理解や批判は、本書の価値を更に高からしめるものであるとは思ふのであるが、それらは私の能力の外にあることである。学術書出版の困難な折、この名著を出版された愛宕氏のためにお慶びを申し上げて、筆をおく。

(A5判三二八頁 索引二四頁 東洋史研究会発行 定価九〇〇円)

マックス・ウェーバー原著  
上原專祿・増田四郎監修  
渡辺金一・弓削 達共訳

古代社会経済史

— 古代農業事情 —

浅 香 正

戦後わが国における社会経済史の發達に大きな影響を与えてきたものはマルクスとマックス・ウェーバーであつた。兩者共にひとしく近代資本主義あるいは近代資本主義社会の理解にその重点を置きながら、その立場に大きな相違のあることも既に周知のことである。しかるに少くとも古代史の領域に限定して考えると、マルクスの草稿『資本制生産に先行する諸形態』は既に邦訳され、一部の人々の間には過当の評価をすら受けているのに対し、ウェーバーの『古代農業事情』はその優れた内容にも拘らず、それ程充分な評価を受けずに今日にいたつたことは残念なことである。

勿論それにはかなりの理由もあるであらうが、ウェーバーの著書は概して内容の理解困難な点にあつたのではないかと考えられる。それにも拘らずこのたび渡辺・弓削両氏によつてウェーバーの力作の一つ「古代農業事情」が翻訳されたことはウェーバー個人の思想

上の発展を理解するためのみならず、古代社会経済史の研究にも大いに貢献すると信ずる。

本訳書は序論として監修者のことば、訳者序、目次、ついで本文、解説。最後に事項索引、人名・地名索引が附され、全六〇七頁に及ぶ浩瀚な書物である。勿論ここで全体にわたつての詳細な紹介を試みることは困難であり、かつ本書の性格からしても必ずしもその必要を認めないので、簡単な内容紹介を試みるにとどめておきたい。

本文は「序説、古代國家圈の經濟理論」と「古代文化の主要諸地域の農業史」に大別されるのである。序説は古代社会経済史の基本的性格を明示したものであるが、特に注目すべきは「古代資本主義」の概念論争に相当の紙幅を与えていることである。勿論この論争は今日ではかなり下火になりつつあるが、ウエーバーのこの著書が刊行された当時は、ビュッヒャー対マイヤー論争のはなやかなりし頃であつたので、ウエーバーがこの問題に多大の関心を示めたのも当然のことと思われ、かつ本書の時代的性格を現わしている点興味あるものである。ウエーバーはマイヤーの如く資本主義という概念を古代社会に安易に適用しようとは考えていないのであるが、「取引の対象としての所有物が私人によつて流通経済の管利のために利用されるばあいにはいつでも通用させるならば、古代史のすべての時期―そしてまさに「最も偉大な」時期―がきわめて強度に「資本主義的」な特徴をもつていたということはまったく確實である」(二七頁)と述べている。

序論で第二に注目すべき点は古代國家の諸形態のウエーバー特有の理念型國家概念の設定である。いまそれを図説するならば次の如

くである。

(1) 農民共同組織 — (2) 城砦王制

(3) 貴族政ポリス (6) 重装歩兵ポリス (7) 民主政市民ポリス  
(4) 官僚制をそなえた都市王制 — (5) 君主政(独裁的)

ライトツルギー國家

ウエーバーは原始(共産)共同体的ことについて直接明確に言及していないが、「フラトリアが本当に『最古の』—すなわちギリシア民族の純粋に農民的時期に一般的に支配していた—社会的共同体であるかという点、それを肯定するかにみえる根拠も提出されているが、しかしやはり今なお不確實であると思われる。歴史時代において都市的な組織にいたらなかつた地域からの類推は、よほど慎重にしなければ利用しえない。……ただ歴史時代になつて言及されているところのフラトリアの偶然的な共通の特徴をもつて、遊牧民集団のはじめは完全なものであつた経済的共同体の『残滓』である」と考へることだけはゆるぎない」(一八〇—一八一頁)と述べ、フラトリアをもつて人為的な団体形態と見做し、「フェレー区分はフラトリアよりいつそう新しい段階のもので、ポリス段階そのものに属する」(一八二頁)と述べている。同様の見解がローマ史の部分についても繰返されていること(三六〇—三六三頁)は原始共産共同体説に対して消極的ではあるが、反対の立場を示めずものであると考へられる。(尚この問題については大塚久雄『共同体の基礎理論』、カール・マルクス『資本制生産に先行する諸形態』、太田秀通『共同体と英雄時代の理論』を参照)

第二の段階として現われてくるのが、城砦王制であるが、これは

「都市の先駆であり都市にいつそう近くなつたものとしての城砦があらわれ、その所有者として『王』があらわれる状態である。王は土地、奴隸、家畜、貴金、属所有の点でぬきこんでいる。王個人の従者団は最初は王みずからの食卓で扶養される。ついで王はかれらに土地、奴隸、家畜、財宝を、あるいは贈与物として、あるいはレーエンとしてあたえる」(五九頁)。そうしてこの最後の段階として最大の富を持つ王が自分以外の城砦支配者たちを自分自身の家臣としてしまふ。これが実は古代國家の開始なのであるが、それから二つの方向にわかれ、一つはギリシア・ローマ的な「貴族政ポリス」の段階であり、他の一つはオリエンタ的な「官僚制をそなえた都市王制」である。

まず「貴族政ポリス」の段階を見ると、門閥貴族は完全武装の騎士として軍事的に組織された都市共同体を構成し、この共同体は *primus inter pares* である王か、または選挙役人によつて指導される。そうしてこの段階における都市制度の典型的な勞働力は債務奴隸である。

ギリシア・ローマ型のコースではこの「貴族政ポリス」について「重装歩兵ポリス」の段階が現われる。この段階においては、門閥的貴族の支配が打破され、土地所有農民層で武装自弁の重装兵を中核とした社会が現われ、財産額に応じて市民の権利義務が規定された國家である。

評  
次  
の  
段  
階  
は  
「民  
主  
政  
ポ  
リ  
ス」  
で  
こ  
こ  
で

にかわる購買奴隸制が登場する。このことは自由農民の没落、小土地貸借制、傭兵軍隊、独裁君主政の出現をもたらし、かくて世界帝國の成立となり古代は終焉する。

以上がギリシア・ローマ型の發展コースであつたのに対し、オリエンタ型のコースでは城砦王制からギリシア・ローマ型とは異なつた「官僚制をそなえた都市王制」へと進む。この段階では王は従者団と軍事的權力手段とを掌握し、階層的に組織された役人身分をつくり、この官僚を通じて臣民を統治する。臣民は賦役および貢納を王に提供する義務を負うている。この種の都市王制が合理化され發展したものが「独裁的ライトツルギー(對國家奉仕義務)國家」である。

以上ややくどいようではあつたが、ウェーバーの著書を理解するための基本的概念であると思つたので詳述した次第である。勿論古代世界がこのような純粹な型で發展したわけではなく、それぞれの地域の地理的社会的特殊性に応じて固有の發展を示めている。

ウェーバーは古代の主要地域の社会經濟史を取扱つているのであるが、その叙述は社会構成、土地所有、經濟事情、家族制度、奴隸制、商業事情など極めて多方向的にわたつているので詳細な内容紹介は困難であるが、(一)メソポタミアにおける特質としては王の經濟的基礎としての臣民の賦役、臣民の实物貢納が重要な役割を演じ、奴隸制はそれ程發達せず、小土地貸借制が優勢であつた。またギリシア世界との決定的に重要な相違は祭司層と官僚制的國家組織である。(二)エジプトも長き歴史的發展を有し、古王國、中王國、新王國と年代順にわけて、それぞれの時代の社会經濟状態を論じているが、エジ

プト社会の基本的性格はそのライトウルギー国家組織にあり、メソポタミアとそれ程の大差は認められない。わが国では余り重視されないが、(a)イスラエルの社会経済状態をウェーバーは一つの部門として扱っているのは注目に値する。特にモーゼの十誡をもつて「都市の」門閥による農民の債務奴隷化から生れる諸結果を調停するために発せられたものだ。」(六五頁)と考えていることである。

ついで(b)ギリシアの部門では既に述べた理念型諸国家概念を中心にして、ギリシアの社会経済状態の発展を詳述し、『古典』(期)とくに(アテナイ)のところで奴隷制の問題をかなりくわしく論じているが、奴隷所有者におけるレンテン寄生生活者の側面を強調しているのは注目に値する。(c)ヘレニズムの部門ではヘレニズム国家の特色としてライトウルギー原理、領主制的色彩、都市化の政策、反神政政治的傾向、などをあげているが、土地所有、経営の状態も詳述されている。(d)ローマの部門では特に被護關係、十二表法の農業史性格、所有地の法的類型、奴隷制大地経営などが論ぜられているが、特に独裁君主政の成立を共和政末期における官職貴族と騎士身分の対立として理解していることは慧眼と云わなければならぬであらう。(e)「ローマ帝政時代における発展の諸基礎」では、古代、中世都市比較論にその叙述の大半が費されている。

以上が本訳書の概要であるが最後に訳者による解説が附されている。この解説は主としてウェーバーとマルクスとの方法の比較を論じたものであるが、その後半でウェーバーのこの著書が出版された以後、古代史の新しい研究成果の結果、訂正、補修を要する箇所としてヘレニズム時代、古代末期、エトルスキ問題、原始共同体など

があげられている。

ついで本訳書全体に対する意見を若干述べておきたい。既に述べた如くウェーバーの著書は概して難解であり、しかも相当浩瀚な本書の邦訳に対しては大なる敬意と賛辭を表をななければならぬ。邦訳に際してもかなりの苦心の跡がみられ、直訳しては意味の通じないところもかなり敷衍して訳が行はれ、術語も両訳者の間に齟齬なく統一されている。また読者の理解をしやすくするため小見出をつけている点極めて有益である。

ウェーバーがこの書物を刊行した頃には不可能であつたかも知れないが、ローマ帝政時代の個々の属州の社会経済状態について殆んど言及されていない。それ以後 Rosovtzeff, Social and Economic History of the Roman Empire; Tenney Frank, An Economic Survey of Ancient Rome, 5 vols.; D. Magei, Roman Rule in Asia Minor to the End of the Third Century A. D. などなぐれた研究書が出版されている今日新しいローマ帝國像が描き出さるべきであらう。また些細なところにはあるが、五一七頁の Amherst Payri をアムヘルスト・ムピリとあるが、これはアメリカのアイースト、大学所蔵のペピルスであると考えられる。更にギリシア語のアクセントにかなりの誤植が多いことを附記しておく。(A5判五七四頁 昭和三四年一月 東洋経済新報社発行 定価一三〇〇円)